

演

今後の資産課税と法人課税のあり方

講

宮 島 洋

小山理事長 ただいまから講演会を始めます。

本日の講師は、東京大学教授の宮島洋先生です。宮島先生には、これまでたびたびこの会の講師をお願いしていますし、皆様よくご存じだと思いますが、恒例ですので、簡単にご経歴等をご紹介します。

宮島先生は、昭和一七年のお生まれで、昭和四一年に東京大学経済学部をご卒業、同大学院経済学研究科を経て、国立信州大学で教職につかれた後、東京大学にお帰りになり、昭和六〇年に経済学部教授に就任され、現在に至っております。

先生の著作としては、日本評論社から出版された『租税論の展開と日本の税制』や有斐閣から出されま

した『財政再建の研究―歳出削減政策をめぐって―』など、租税及び財政に関するすぐれた著書や論文を多数発表しております。また、昨年春からは、政府税制調査会委員として、国の税制審議の場でも活躍しております。政府税調では、今年、資産課税のあり方や法人課税の改革等をめぐって検討が行われる予定と伺っていますが、本日は宮島先生に、「今後の資産課税と法人課税のあり方」というテーマでお話しいただくことといたしました。ご清聴をお願いいたします。

それでは先生、よろしく願ひいたします。

一、税制論議に変化が生じるか

おはようございます。宮島と申します。よろしく願います。

それでは、一時間ほど、今後の資産課税あるいは法人課税のあり方ということでお話をさせていただきます。ただきたいと思いますが、きょうはまさにこのテーマにぴった리だと思ひます。というのは、いつも大ざっぱなテーマをつけていただいてお話しするといふことが多いのですが、たまたま現在の時期は、まさにこのあり方という議論をする時期だと私は思ひております。

ご存じのとおり、税制調査会がことし活動を始めましたけれども、これはどちらかというと中期答申向けの審議でございます、具体的な税制改正問題というよりは、中長期的な今後の税制のあ

り方をどう考えるかということが主なテーマでございますので、ちょうどそれに沿う点からも、こういうテーマできょうはちょうどよろしかったと思ひております。

しかも、ただいまお話がございましたように、私たちがある程度期待していることでもあります。が、昭和五〇年代以来昨年までというとおかしいのですが、続けられてまいりました税制改革の議論のあり方が、そろそろ少し方向を変える時期に來ているのではないかといいことでございます。

きょうお配りいたしましたレジュメに沿って順次お話ししてまいりますが、一つは資産課税の問題でございます、もう一つは法人税の問題であります。しかし、これはいつもここで申し上げることでございますけれども、税制の最も基本的な機能といふのは必要な税収を上げるということでございます、その上に立って、例えば経済的な問

題であるとか負担の問題で議論されるということ
を忘れてはいけないうけであります。ですから、
税制の将来構想ということになりますと、一方で
はどうやって税収を確保するかということは常に
セットの問題でありまして、そのことを最後にま
とめて少しお話をしておきたいと思ひます。

まず、税制論議に变化が生ずるのかどうかとい
うことでありますが、確かに昭和五〇年代の財政
再建時代から始まりまして、その後税制の議論に
おいては、どちらかというところ財政面の要請とい
うよりは、中長期的に見た高齢化の問題であるとか
国際化の問題ということの中で、税制をどう変え
ていくかという議論が中心だったと思ひます。と
りわけここ五年ほどは、中心問題が高齢化社会に
どう対応するかということが前面に出てきており
まして、昨年の連立与党で成立いたしました税制
改革案にいたしましたも、これはご存じかと思ひ

ますが、二一世紀福祉ビジョンと税制改革をリン
クする形で議論が行われたことはご記憶にあると
思ひます。その前はバブルの時代で、土地問題な
どを中心とした議論が行われておりました。しか
し、その場合、いずれも中心になりましたのは、
実は所得税と消費税の問題でございまして、この
一〇年近くであります、日本の税制の改革パ
ターンというのは、所得税の超過減税あるいは先
行減税をてこにして消費税率を引き上げるとい
うことがメインテーマで行われてきたと思ひます。

そのプロセスの中で、例えば法人税の問題は、
昭和六三年の抜本改革の一環として、法人税率の
基本税率を下げるということがございましたが、
法人税に対する基本的な問題は余り議論の対象に
ならなかったかと思ひます。ならなかった大きな
理由は、日本の法人税収の持っている非常に大き
なウェイトでございまして、日本の場合には法人

税の大きな税収のウェイトを前提にしながら、所得税と消費税との間の税制改革を組み合わせることをやってきたんだろうと思っております。

ところが、ポストバブルになりました、状況がどうもそうではなくなってきたのではないかと思います。つまり、法人税をいつまでも当てにしながら日本の税制を組み立てていくという考え方が、かつて日本の経済、特に国際経済の枠組みの中の日本の経済のあり方に対して、どうもそぐわない面がいろいろ出てきているのではないかと、そういう反省なり問題の指摘が出てきているわけであります。

皆さんご承知のとおり、例えば円高の問題にしてもそうでありまして、産業の空洞化という製造業の海外移転の問題も無論そうであります。あるいは今、規制緩和が進められておりますけれども、規制の緩和というのは、一方では新しい産業

をいかに発展させるかという役割も負っているわけであります。もちろん金融証券市場についても同じでございますけれども、そういった現在生じている経済問題、あるいは今後の経済発展のあり方と、法人税のあり方なり、あるいはきょう一部お話いたしますが、流通税の問題であるとか、あるいは資産課税の扱いといった問題が大いに絡んでくる。これまではどちらかと申しますと、個人の負担の公平と、あるいは長期の、高齢化社会における貯蓄の問題をどう考えるかというところが中心だったと思いますが、今もし議論が変わるとすれば、それは資産課税なり流通税なり法人税という、従来比較的議論の中心にはならなかったテーマが前面に出てくることであると思います。また、そうでなければ、この税制の議論が余りにも所得税と消費税に偏ってきたことの修正にもならないと私は考えております。

その中で、とりわけ私たちが今いろいろ気にしておりますことは、国際的な枠組みの中での日本の税制をどう評価するのかという点であります。

これは何も法人税や流通税の問題だけでなく、所得税も含めてでありますけれども、とりわけ法人税のあり方が、国際的な枠組みの中で見てどういう評価が与えられるか、あるいはそれをどう変えていくのかということが、事実上大きなテーマになりつつあると考えております。先ほど申しましたように、今かなり戻ってきておりますけれども、円高の傾向が私たちの予想を上回るテンポで長期的には進んできておりますし、またこれに対する抜本的な対策が、実はなかなか見出せない。私たちは経済学部におりまして、常に経済学部の教官の仲間でそういうことを議論しておりますけれども、専門家と思われる国際金融や国際経済をやっている人も、実は何が真の対策になるのか

というのがなかなかよくわからないということもございまして、今後さらに日本の円レートの上昇が長期的に見てあり得るかもしれない。よほど何か国内的に大きな経済構造の変化であるとか、マクロ政策の転換がない限りは、そう進む可能性があるということをご皆さん薄々考えておられるようです。ですから、それが一番大きな要因となつて、恐らく製造業の海外移転は今後ますます進んでいくだろうということも、ドイツやアメリカの二〇世紀の半ば以降を見ておりますと、日本経済もそういう方向に進むことはほぼ間違いないだろうと考えております。

金融証券市場の問題についても同じでございまして、一体日本の大蔵省は―大蔵省だけじゃありませんが、一体日本の金融証券市場を世界の中でどう位置づけようとしているのか。つまり、ローカルマーケットとして位置づけようとしているの

か、あるいはそれこそロンドンやオランダであるとか、そういった国際的な金融市場として位置づけようとしているのか、それによって随分戦略が違ってくる。それはもちろん規制の問題もありますし、税制の問題もありますが、国際的な枠組みの中で日本の経済なり、あるいは日本の証券市場なり金融市場をどこに位置づけようとしているのか、どうなっているのかよく見えない。一方では国際化を進める議論をしながら、他方ではそれを規制する政策も同時にとられていて、そういう点がなかなか見えてこない。今のままでいけば、恐らく世界的に言えばかなりローカルマーケットになるだろうということもよくいわれておりますが、そういった点も含めて、国際的な枠組みの中で日本の産業なり市場のあり方を考える。その上で、どういう税制なり、どういう規制緩和を進めるかということが、私が見ておりますと、必ずし

も一貫性がないという気がします。

そういう中で、後ほどお話いたしますけれども、たしかヨーロッパにおける付加価値税というのは、今まで事実上、常に税制改革の一つのバックファターの役割を果たしてきた。つまり、付加価値税という、かなり税収のウェイトが高い租税があつて、いわばそれをてこにして所得税とか法人税の改革を図る。つまり、税収を付加価値税で確保しながら所得税の減税をやってみたり、あるいは法人税の税率を下げることをやってきたわけがあります。先ほど申しましたように、日本の場合にはどちらかというと、税収のウェイトが非常に高い法人税を前提にして、いわばそれをラストリゾートのような形にしながら、所得税と消費税の入れかえを今まで追求してきたと思います。ところが、いわばラストリゾートになってきた法人税そのものがかなり危なくなってきたいるんじゃない

いかというのが、私の率直な印象であります。

それは単に短期的にポストバブルのプロセスで
税収が非常に落ち込んでいるということだけでは
ございません。空洞化という言葉を使うならば、
法人税にどうも空洞化が起り始めている。つま
り、後ほど図でご説明したいと思えますけれど
も、特に最近製造業で、外国税額控除の割合が非
常に高まってまいりまして、つまり同じ収益を稼
いでも、日本の政府に租税を払わずに外国政府に
払ってしまう、そういう割合が高まってきてい
る。そういったしますと、一種の法人税の空洞化の
ようなことが起こるわけでありまして、そういう
ことも考えた上で、税制の問題を国際的な枠組み
の中で考えたいということがあります。

そうなりますと、とりわけ国際的な枠組みとい
うことになりますと、問題になるのは法人税なり
資産課税のあり方であります。それをきょうお話

しようというわけですが、しかし果たし
て日本の税制の議論がそういう方向に進むのかど
うか。私たちは、そういう方向に進むことによっ
て、所得税なり消費税なり法人税なり、あるいは
広く資産課税のあり方も含めて、バランスのとれ
た議論ができるのかということを期待はしており
ますけれども、その一方で、それに対して非常に
逆な要素もふえてきているのも確かでございます。

短期的に申しますと、せっかく昨年くらいから
何とか景気の下支えが見られて、緩やかであって
も回復基調に乗るということが見えてまいりまし
たけれども、ご存じのとおり、ことしは年当初か
ら阪神大震災であるとか非常に大きな社会的な事
件が相次ぎまして、とりわけ阪神大震災の場合に
は、財政面にとってはダブルパンチでありまし
て、一方では税収がそれによって落ち込む、他方

では復興需要のための財源対策が必要になるというわけであります。

ご存じかと思いますが、平成五年度、六年度は、バブルの崩壊の影響を受けて、税収が大きく落ち込みました。平成二年度のころは国民所得比で二八％のウェートを占めていた税収が、平成七年度当初予算では二四％というように、四ポイントも下がっている。平成五年度、六年度には、国債依存度が二〇％を超えまして、もう一度財政再建下に逆戻りする気配さえ見えた。それがようやく景気が回復基調に乗るかということで期待しておりました矢先ということでもございせんが、阪神大震災などの影響で、七年度の国債依存度は、当初予算では一七・七％でございましたが、この後本格的な補正が組まれますので、二〇％を超えることは間違いない、こういう状況であります。

そういった景気回復が順調に進まなかった中で起こった阪神大震災、あるいはそれと並行して生じました大幅な円高という状況から、日本経済の回復の展望がなかなか持てない。そういう中で、今の日本の財政事情というのは、率直に言えば非常に悪化しているといっているかと思えます。一方で税収が落ち込み、他方で歳出がふえているということ、財政にとっては非常に難しい状況であります。これが短期的なわけであればクリアできるわけがありますが、どうもこれがダラダラ続いて、展望が見えない。自動車部品に関する日米交渉の成り行きなんかも、果たしてどういう影響を及ぼしてくるのか、まだよくわかりませんが、なかなか明るい材料が見えないわけであります。そういったしますと、先ほど申しましたように、税制の最も基本的な機能は、必要な税収を調達することにあるわけあります。そうなりますと、

一方で税制改革の議論としては資産課税あるいは法人税の方に進んで、より包括的な議論ができることを期待されながら、他方では財源事情の悪化ということの制約条件から、まず税収を確保することが大事だということになってまいりますと、税制改革の議論は非常に進みにくいわけであります。とりわけ日本の場合には、きょう私が少し議論いたしますように、法人税にせよ資産課税にせよ、あるいは流通課税にせよ、税収の調達ということについて、従来から比較的そういうものに依存してきたという傾向がございますので、そういうことを考えますと、財源事情の悪化が税制の議論に及ぼす影響というのは、逆に非常に強くなってきている。

ですから、今私たちもいろいろ議論しておりますが、一体税制の議論が果たして七年度から八年度にかけてどの程度進むのかということは、余り

見通しが立たないといっているかと思えます。大規模なことは非常にやりにくい状況でもあるということがありますので、そういう意味では余り樂觀もしていない。経済の実体なりそういうものが先行いたしますと、後追いのにしても対応せざるを得ない側面もあります。ですから、きょうは、最後に、税収をどう確保するかという議論をする予定ですが、本来はまずこの議論をやっておいて、その上でどういう税制改革があり得るのか、こういう議論に進むのが本来の手順であるかとも思います。

一応以上のような前置きをいたしまして、以下三点ほど、若干具体的なところに踏み込んだお話をさせていただきますと思います。

二、今後の資産所得課税の方向性

ただいま申しましたように、恐らく今後の税制改革の論議のテーマになるのは、一つは資産課税の問題であります。もう一つは法人課税の問題、それも新しいテーマとしてということであろうと思います。その場合、まず資産課税、あるいはきょうは資産課税といいますが、いろいろな解釈が多岐でありますけれども、これからお話しするのは、資産所得課税とお考えいただきたいと思ひます。一般に資産課税と申しますと、相続税や贈与税もそうでございますし、固定資産税とか地価税といったストックに対する課税も資産課税といっているかと思いますが、きょうお話しするのは、どちらかと申しますと金融・証券にかかわる

資産所得、すなわち、利子・配当といった経常的な資産所得と、売却益のような臨時的な資産所得、こういったフローの資産所得に対する課税ということを考えていただければと思っております。

そこで、まず今後の資産所得課税のあり方を考えるときに、どういう基本的な発想でアプローチをしていくのかということですが、学者の間でどういう議論があり得るかと思ひますと、三つのタイプがあると思ひます。

一つは、現行の税制を維持するという考え方があります。現行税制を維持するという考え方はどういうことかと申しますと、資産所得課税に対しては基本的に源泉分離課税的な発想でやっていくということなんです。つまり、源泉段階で一律の税率で徴収する。今まで利子がそうでございますし、配当では選択が認められている源泉分離課税、こ

ういった源泉分離課税を基本的に今後も存続していくという考え方が一つあると思います。

これを支持する考え方は、何といっても税務行政上非常に容易であるという点が一つであります。つまり、だれがどう受け取るかということはどうでもいいわけでありまして、支払い段階だけでチェックすればいいわけありますから、税務行政的には非常に容易であるということになります。

もう一つは、源泉分離課税というものが、経済的に見て比較的望ましいということです。要するに、債券に投資しようと、株式に投資しようと、あるいはその人がどういう所得階層に属しようと、税引きの収益率がほぼ一定に維持されるわけです。これが申告になりますと、その人がどういう所得階層に属するかによって限界税率なり平均税率が違ってまいります、源泉分離ですと、そ

れこそ一文なしの人でも、大金持ちでも、常に例えば税引きは税込所得の八割とかいうふうに決まっているわけありますから、そういう意味で経済的には比較的望ましいと考えることができるわけです。そういう点から、現行の源泉分離課税を維持していくべきだという考え方が一つの考え方であります。

二番目の考え方は、これは極めて学者的な発想です、現実性はほとんどないといっているのですが、要するに支出税的な発想でありまして、資産所得をほとんど全部非課税にしろという考え方であります。要するに、利子であれ配当であれ、それはいづれ消費に使われるんだから、消費で課税すればいい。もしそれが消費に使われないで贈与や遺産にいくならば、贈与と遺産からちゃんと取ればいいのであって、基本的には事業所得税と給与所得税プラス遺産税、贈与税だけの税制でい

いじゃないかという考え方であります。

しかし、これは世界的にもそういうケースがございませんし、学者的に言えばそういう考え方も十分成り立つわけにありますけれども、余り現実性はないと考えられております。とりわけ支出税という議論は、同じ消費に対する課税であつても、今のような消費税とは全く違ひまして、所得税と同じように課税最低限があつて、そして累進税率を持つ、そういう消費の課税でありますので、税務行政的には非常に難しい面もございますから、これは余り現実性がない。そういたしますと、私は個人的には後ほど申しますように違う考え方を持っておりますが、恐らく一番現実的なのは、現在の税制を基本的に維持していくという方向にいく、そういう方向ではないかと思われれます。

三番目は、これもかなり学者的な発想であります。

すし、新聞なんか読んでおりますと、「大蔵省の見果てぬ夢」とかなんとか書いてありますけれども、とりあえず総合課税の方向ということになると思うのです。つまり、源泉で一律チェックする、これをソース・プリンシプル、源泉主義といいますが、そうじゃなくて受け取り主義ですね、受け取った段階での課税を重視する、こういう考え方への転換ということであります。日本の税法そのものは、原則として受け取り主義をとっているわけですが、資産所得課税についてはそうではなくて、源泉主義をとっております。

現行の制度を維持するのであれば、それはそれで余り議論することはないんだらうと思います。ただ、源泉でチェックすることが税務行政上非常に容易であるということについては、事実上、税務行政を民間の企業に委託する制度でありまして、委託する制度というとおかしいですが、そう

いう意味では税務行政コストなどは意外と隠れているという面がございます。果たして税務行政上非常に容易なのかどうかというのは、これは私たちも必ずしも一〇〇%よくわからないところもありますけれども、しかし、いずれにしても政府にとっては非常に容易な徴税システムであることは確かであります。そういう点が恐らく現実的には一番大きいと思います。

しかも、日本の場合には、もう一つ非常に大事な点がございまして、給与所得は源泉徴収いたしまして、サラリーマンは年末調整で済んでしまいます。しかし、もし利子や配当が総合課税になっておりましたら、それで済むわけじゃないのですね。利子や配当として受け取ったものを必ず加算して確定申告しなければ確定しないということでもあります。ですから、日本の給与所得税の源泉徴収、年末調整という形で済みますシステムが機能し

ているのは、実は資産所得課税が大部分源泉分離課税という形で処理されているからです。つまり、源泉分離課税でござい、確定申告する必要なし、こういう制度に支えられて、日本の給与所得課税が機能しているという面が極めて大事な点でございまして、そういうことも含めて、今の日本の税制の全体の税務行政なり徴税体制が余り影響を受けないためには、この源泉分離課税を維持していくことは極めて現実的な選択であろうと思います。

そうなりますと、もう余り考える余地はないということになってしまいますが、しかし、あえて私などは次のように幾つかの問題点を指摘しているわけであります。

まず一つは、日本の資産所得に対する源泉分離課税が、実は非居住者にもそのまま適用されているという問題であります。つまり、受け取り主義

であれば、非居住者であろうと居住者であろうと、受け取った段階で課税すればいいということでありますから、余り気にする必要はないのですが、源泉分離課税を維持しようといえますと、非居住者に対しても同じ網をかけておかenい限りは、そういうものは機能しないということであります。よく「青い目の日本人」という言葉が使われますが、日本の源泉分離課税の発想がそのまま非居住者にも適用されている。つまり、外国法人あるいは外国人の得る資産所得に対しても源泉課税を行っておる。このことが、例えば日本の金融証券市場の国際化という点からいえば、一つの問題であります。ユーロ市場などでは源泉課税は存在しないわけでありまして、手数料や規制の問題とあわせて、日本の資産所得の源泉主義というもののもたらししている一つの問題点は、そういう国際的な枠組みで議論されなければならないと思ひ

ます。

もう一つは、源泉課税というのは一種の外形課税でございます、その典型的なのが、今の株式の分離課税でございますが、本当に譲渡益が発生しているのか、あるいは実際は本当は譲渡損なのか、よくわからないけれども、とにかく取引があればその取引価格の一定率をみなし利益として課税しようということでございます、要するに欠損の控除を認めないという制度でございます。

そういう意味でいえば、私は前回ここでそれを強調したことでありますけれども、日本の資産価格は右肩上がりですり続けるという前提であれば、源泉分離であれ申告であれ同じことだと思いますが、こうして土地も下がり、そして証券価格も下がるという状況であった場合に、果たしてキャピタルロスはどうするのかということに対して、もう少し考えなければいけないんじゃない

か。キャピタルロスが発生しようとしまいと、とにかく取引があれば課税するんだという非常に外形的な発想、つまり、取引自体に担税力があるという発想でつくられている現在の株式譲渡益の源泉分離課税なり流通税というものの存在が、景気変動の中では、私は大きな障害になるのではないかと考えております。そういう点にも、源泉分離課税という発想には問題がある。

三番目は、これはきょうのテーマと直接関連するわけではございませんが、今後高齢化が進み、総人口の四分の一あるいは場合によっては三分の一くらいを高齢者が占めるようになってくると、これも後ほど数字を使ってお話しいたしますけれども、高齢者は全部一律源泉分離課税の対象外、非課税にしちゃう、残りの六五歳未満の人は一律二〇%源泉徴収するという発想が、果たしてこれからの日本の社会の実情に合うのかどうかという

ことであります。

極端に言えば、福祉年金をもらっている人も、あるいは先日発表になりました年間納税額が何億円という高額納税者の方も、一律二割というのは余りにもおかしいんじゃないかということでございます。そういうことを考えますと、公平という点からいっても、源泉分離課税のやり方にはやはり問題があるのではないかということでもあります。

以上、お話ししましたように、今の源泉分離課税が存続される可能性が極めて強いし、またそれは実は日本の税制全体の徴税問題とリンクしているということで申しますと、それを動かすことは容易ではないものだとは承知しながら、その問題点を指摘すれば、一つは源泉主義という考え方が非居住者にも適用されるという国際的な問題、それから、キャピタルロスを控除できない、

あるいは損失を控除しないでする外形的な課税のあり方、それからもう一つは、受取人の所得の多寡は一切関係なく一律に徴収するという公平の問題、この三つの問題をかなり議論してまいりますと、税務行政上便利だから今の体制を維持することがいいという議論だけでは、私はなかなか対応できない問題だろうと思っています。

そこで、可能性がないお話をしても余り意味がないということは確かでありますけれども、今後そういう源泉課税的な発想から、総合課税的な発想をやや取り入れていく。あるいはそちらに少し方向を変えろという議論がもし進むとすれば、それは果たしてどういう条件で進むのかということであります。

その第一の条件は、現在の日本の所得税率をもっと簡素化する必要があるということであります。表1に「中央政府の所得税率の国際比較」と

表1 中央政府の所得税率の国際比較

(%)

	中央所得税率		段階数	課税最低限 (万円)
	最高	最低		
アメリカ	39.6	15	5	163.8
イギリス	40	20	3	79.5
日 本	50	10	5	353.9
カ ナ ダ	29	17	3	
フランス	56.8	12	6	277.7
ド イ ツ	53	19	-	257.5

*給与所得者夫婦子2人
大蔵省主税局

いう、ほぼ主要国だけの簡単な数字が書いてございます。地方は除いておりまして、国あるいは連邦政府の所得税の最高税率と最低税率、それから刻み数ですね。そして一番最後には邦貨換算の課税最低限が書いてあります。課税最低限は、一ドル九九円かなんかで大蔵省が試算したもので、実態からずれてきておりますが、レベルだけ見ていただければいいと思います。

これを見ていただきますと、アメリカ、イギリス、カナダなどは大体最高税率が四〇％か三〇％台、最低税率が逆に少し高いという典型的な形です。しかも、課税最低限が非常に低いところに特徴があります。カナダの課税最低限はちょっとわかりませんでしたので、除いてあります。

これに対して、日本とフランスを見ていただきたいのですけれども、日本とフランスは最高税率が五〇％台とかなり高く、最低税率はかなり低

い。そして、課税最低限が非常に高いところに特徴がございます。日本とフランスがなぜ課税最低限が高いのかというと、社会保険料控除の青天井を認めている国だからです。逆にいえば、アメリカ、イギリスなどは社会保険料控除という制度がもともとございませんので、それがこれだけ大きな課税最低限の差をもたらしている一番大きな要因といっていると思います。

フランスは、もう一つ非常に特徴のある税制でございまして、 N/N 乗法と申しまして、子供まで含めた数で所得を分割するという制度をとっています。これはフランスの人口政策から来ています。ですから、フランスは実際最高税率が非常に高いといっても、課税最低限が非常に高いのと N/N 乗法によって、所得税の負担率が極めて低い国であります。その点は日本と若干違っている。日本の場合にも課税最低限が高いことによって所

得税の平均的な負担率はむしろ低い部類でありませんが、ただ法定税率そのものが五〇%というのはかなり高いことでもあります。このことを経済的に申しますと、例えば一〇〇万円追加的に稼いだときの税負担が、場合によっては半分といったように、非常に高いものになっている。そのことの、労働意欲であるとか貯蓄なんかに対しての影響が懸念されているわけがあります。

ですから、税率をどうするかということが一つの問題です。日本では、最高税率が一番高かったころは七五%という時代がございまして、これは五〇%に下げられて、そういう意味では簡素化が進んできているわけですが、ただ日本の議論がアメリカとかイギリスの議論と全然違う点は、日本で簡素化、フラット化というのは、ほとんど年功序列賃金に対する対応が議論の中心だということ。つまり、日本では年功序列賃金で

ある、したがって、中高年になるにしたがって賃金が上がっていく、賃金が上がっていくと、中高年というのは一方で子供の教育費であるとか住宅ローンの返済とか、非常に支出もふえる、だから、そこを何とか減税したいというのが前々からの発想であります。それで、最高税率を下げてきて、税負担を軽減しようという発想だったわけです。

この議論は、考えてみると最近ちょっとおかしい議論になっているのですね。一つは、最近は年功賃金そのものがだんだん崩れてきているということでもあります。もともと日本の場合でも、年功賃金が支配的であったのは大企業でありまして、そういう意味では、この議論はいつてみれば大企業のサラリーマン対策的な意味合いしか持ってなかったといっていると思います。

本来税率の簡素化というのは、別にサラリーマンであろうとなかろうと、もともと所得が非常に

高い人というのは、サラリーが高いというよりは、利子や配当やキャピタルゲインといった、そういう資産所得を得ている人が中心であったわけであります。そこを非常に高い限界税率にしておきますと、当然経済的に影響も大きいでしょうし、また節税意欲も高まってしまうということ、アメリカ、イギリスの税率の簡素化は、明らかに資産家所得課税に対する限界税率を下げるということが一番大きなターゲットになっていたわけです。今それが日本でようやくこれから議論が始まるんだらうと思います。

つまり、利子なり配当なり、あるいは株式の譲渡益などを含めて、もし総合課税化の方向を進めようとするならば、現在のような五〇%という限界税率はもっと大幅に下げる必要が出てくる。それが四〇であるのか、あるいは三〇であるのか、引下げることによって、課税所得の対象が広が

る。税収はそれほど落ち込まないかもしれない。しかし、税率を下げることによって、節税対策の必要性がそれだけ小さくなる。そういうことを期待するわけであります。ですから、一つの条件は税率の簡素化ということでありまして、それをやらなければ、とても総合課税の方向は進まない。ですから、しばしば総合課税がいいか悪いか、あるいは分離課税がいいかどうかという議論だけで議論されることがありますが、そこには必ず税率の問題をセットにして議論しなければならぬということが一つの条件であると思います。

二番目の条件は、税務行政上の問題でございます。源泉主義というのは、先ほど申しましたように、支払い段階で取っておしまいということですから、どういう人が受け取るのかということについて知る必要がございませんので、支払い調書を出す必要もない、名寄せをする必要もない。そ

ういう意味では非常に簡素な制度だったわけであります。

しかし、これが総合課税化の方向に進むということになりますと、今度は受取人がどれだけの所得を受け取ったのかを知る必要が当然出てまいりますし、自分で申告をするなり、還付を求める際にもそれが必要になってまいりますから、そのための税務行政上の工夫が必要になってくる。それが私たちがいうところの納税者番号制度という考え方でございます。

実は、私はもう一つの専門である社会保障の方から申しまして、いろんな年金とか失業保険とか現金給付を受ける場合を考えると、やはりそれも他の所得と同じように合算する必要がございますので、そういう点でも、納税者番号制度のよくなものというのはい方はおかしいのですが、そういうものが必要になります。

また、現在の少額貯蓄非課税制度のように、一定の枠を設けた源泉分離課税のもとにおける特例措置が入っておりますと、実はその点からも納税者番号制度的なものが必要になるわけでありまして、それがないと一定の少額貯蓄の枠内におさまっているかどうかというチェックはなかなかしにくいのです。

ですから、納税者番号制度は、確かに総合課税制度にとつての一つの条件ではございますが、それだけではございませんで、今の源泉分離課税のもとにおける少額貯蓄制度を残している限りにおいても、やはり私は必要だと思ひますし、相続税とか贈与税の場合も同じだと思ひております。ですから、総合課税イコール納税者番号制度というのは、私は少し議論の筋としては単純過ぎるのではないかと思ひております。それは別にいたしまして、いずれにしても、総合課税化することに

よって税務行政のあり方を少し変えていく必要がある。

これは外国から得る所得についても全く同じでございまして、いわゆる水際で源泉徴収で課税を済ますということとは違ひまして、外国の所得などについても、今度は日本国内の居住者の段階できちん全体を総合していこうということになってまいりますと、外国の徴税当局との間での資料交換といったことも当然必要になってまいります。

これは源泉徴収をやっていないオランダなどがその典型でございまして、オランダはもともと国際金融市場として一国を維持しておりましたために、EUの中でも源泉徴収をとっていない国の一つであります。そのオランダでは、EUのほかの国の徴税当局との間で常に情報交換を行いますが、非居住者あるいは外国からの所得などを

チェックするシステムをとっているということでもあります。

そういうことと関連しまして、三番目の条件は、源泉主義から受け取り主義への発想の転換ということでありまして、もしそういう方向に進むならば、今後確定申告が非常に重要になっていくだろうと私は思います。確定申告という形で、例えば、還付を求める人は還付を求める、あるいは損失はそこできちんと控除を求めるという仕組みがつけれるとすれば、それは確定申告的な発想であろうと思っております。いわゆる損益の通算という発想をする場合には、どうしても申告ということを考えざるを得ないということでもあります。

同時に、今度は非居住者に対しても、実は源泉徴収はやめるべきだと思っております。そのかわり、国際課税で申しますと、居住地主義と申しまして、それぞれその人が住んでいる国で納税をす

るときに、その人の納税額を外国からの所得も国内の所得も含めてすべて総合して申告をすることが必要になってくるのだらうと思います。

ですから、いずれにしても現在の源泉分離あるいは非居住者源泉徴収という資産所得課税の体制を変えることは大変難しい問題であることは十分承知でございますし、仮にいくとしても、一挙にいきるわけではございませんが、ただ、なぜそれが必要なのかということになれば、一つは、受け取り主義によって損益通算なり、あるいは還付といった仕組みをつくり上げることが、公平という点にも寄与するのだということでございます。

三、法人税の改革の意義をどう考えるか

次は、法人課税の問題に移りたいと思います。

法人税の議論をすることは、私たちにとりましてもなかなか難しいのです。法人税とはどういう租税なのかということが、実は我々にもよくわかっていないということがございます。ある人は、これは価格に転嫁されているようなものだから、消費課税と同じじゃないかという人もおりますし、またある人は、株主に対する税金だという考え方もあると思います。

法人税というのは、要するに配当なり留保なり、株主に対する源泉徴収的な意味合いを持っていることを前提に話を進めていきたいと思いたいが、この辺は税の専門家なり、あるいは皆様のように税に非常にお詳しい方の場合にはそれで納得されるかもしれませんが、一般の方にそう説明するのは非常に難しい。法人税というのは、最終的には株主の負担になっているわけですが、違うんだ、それは会社が払っているんだ、会社が払う分

にはだれも痛痒を感じないというのが、どうも一般的な考え方のようでございまして、そこから、大企業から税を取れという議論は一般受けするわけですが、法人税そのものをきちんと考えようとしますと、難しい点があると思います。

私は、法人税の改革の意義を今後どう考えるかを、大きく三つに分けております。

一つは、言葉としては余り厳密でないので、余り使いたくないのですが、産業の空洞化とか規制緩和に対応する日本のこれからの産業政策の一環として法人税の問題を考えたい。二番目は、完全なインピュテーション方式が実際に難しいのであれば、現実的なアプローチとして所得税と法人税の統合のあり方の一つとして、法人税や所得税の税率の引き下げを考えてみたい。三番目は、地方税の改革であります。

最初の産業政策の一環としての法人税の問題と

いうのは、次のような意味でございます。

先ほどお話しましたように、製造業の海外移転、いわゆる空洞化が進んでおりまして、これは止められないだろうと思います。税制の問題だけがこれに関係しているということでは無論ありません。円高の問題もあれば、貿易上の問題もあれば、国際的な貿易体制の問題もございまして、おそらく止められないだろうと思います。

しかし、その促進要因の一部として、日本の今の法人税の実効税率の高さがあるとすれば、それはなるべく国際的なレベルに持っていく必要が出てくるだろうという、ある意味では単純な議論であります。しかし、私はむしろそれよりも重要な、法人税率を下げるあるいは法人税の実効負担を下げる必要性の一番のポイントは、新しい産業の発展を促すことにあると思います。

アメリカで行われました一九八五、六年の税制

改革のときに一番いわれましたことはそのことでございます。鉄とか自動車とか、いわゆる重厚長大産業の場合、そこにいろんな特別措置なり何なりが組み込まれていて、そういう産業は、実際は税率が高くて、特別措置によって実効税率がかなり低くなっていた。むしろ、特別措置によって実効税率が下げられたため、その税収を取り戻すために相当高い、当時四六%という法人税率を課していたわけであります。

ところが、新しく発展していくベンチャーキャピタルとかサービス産業にとっては、特別措置的なものを受ける余地がありませんので、非常に高い実効税率が課される。そのことが産業構造の転換を阻止した面があるということです。日本の場合も同じでありまして、重厚長大産業についてはおかしいのですが、既存の産業は、今までの実効税率は、確かに表面的には高いかもしれないけれど、

ども、特別措置とはいわないまでも、幾つかの引当金であるとか、そういうものの中で、実効的な負担はもう少し低くなっているはずであろうと思います。

その一方で、新しい産業が発展しようとしても、今の日本の法人税の高さでは、幾ら稼いでも、半分政府に持っていかれるという仕組みでは、資本の蓄積なりがなかなかできないのではないのか。むしろ今の公的規制の緩和は、新しい産業の競争を促進することによって、既存の産業内部での競争が増すと同時に、新しいビジネスチャンスをつくり出すのが一番大きな目的であります。そういう今日本で行われようとしている産業政策の中で、特に新しい産業の発展を阻害しないためにも、法人税率をかなり下げる必要が出てくるのではないか。

表2を見ていただきますと、主要なEU諸国、

表 2 法人税の基本税率の国際比較

(1994年：%)

	中央税率		地方税率
	留保	配当	
ベ デ フ ド イ ア	3 3 3 4 3	9 4 3.3 5/3.5 3	— — — 18.5 —
ル ン ラ イ ギ メ	3 3	5	9.3
ギ ン ス リ ス カ リ	1 3 3 3 3	5 4 5 8 0	
香 韓 イ マ シ タ 日	3 7.5		18.5

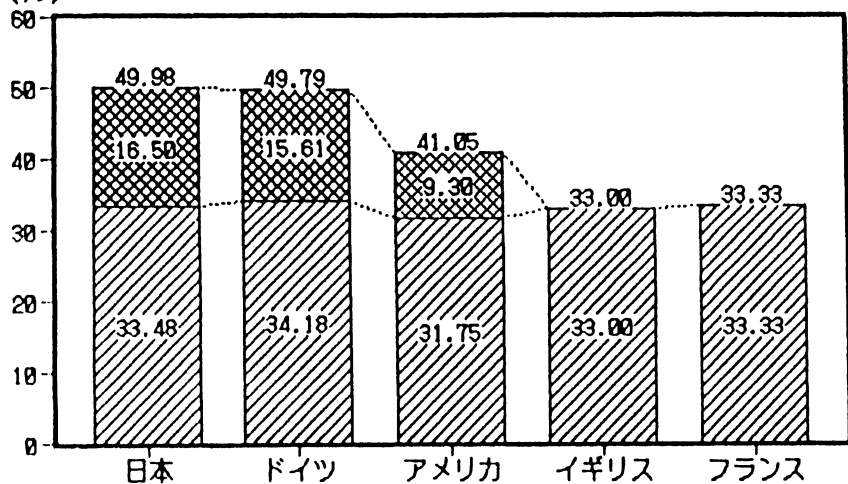
大蔵省主税局

日本租税研究協会『海外税制参考資料集』

アメリカ、それから日本から海外移転が進んでいる ASEAN、東南アジア諸国の法人税率の比較がございいます。実は外国の税制はかなり変わるものとがありまして、この時点で完全にこうだというのは余り自信がなくて、多少時点がずれているケースもありますが、それによりますと、多くの国の税率が大体三〇%の半ば、あるいは三〇%ぐらい、しかも地方税はほとんどないというケースですが、それに対して、日本の法人課税の全体の問題は、図1で見えていただきますとわかりますように、地方税の問題ということでもあります。法人事業税をどう見るかということでもあります。が、こういった全体として非常に高くなっている日本の法人課税の実効税率を下げるのが、新しい産業の発展にとっては不可欠な要素であろうと考えております。

日本の場合には、法人課税の実効税率の高さと

図1 法人課税平均税率の国際比較



(注) は中央税、 は地方税を示す。

いうのは、主に地方の法人住民税と法人事業税の存在にあるといっても過言ではないと思います。もちろん今の国の法人税は、基本税率三七・五%をもう少し下げるといふ発想も当然ありましようけれども、問題は地方の法人課税をどうするかということです。地方の都道府県の法人事業税は、形の上では法人税ではない、物税だという位置づけをされております。しかし、実際には、一部の公益事業を除きましては、課税標準は法人所得であります。ただそれが損金算入されるために、法人税とは少し違うといわれておりますが、しかし、損金算入を調整したところで、図1に見られますように、これは日本の法人税の実効税率というより平均税率というべきでしょうが、五〇%と非常に高いことになっております。

ですから、やはり問題は、地方の法人課税をどうするかということです。地方の法人課税

をどうするかというときに、地方にとっても、法人課税は税収の変動が非常に激しかったり、あるいは地域的に非常に偏在するのは望ましくないわけですから、やはり地方の法人課税を何らかの別の租税に変えていくことをやって、日本の法人課税全体のウェイトを下げるという方向が、財政的にも税制的にも一番本筋だろうと私は思っております。

地方消費税が、一つはその役割を果たすのかなとは思っておりましたが、残念ながら、地方消費税というのは、住民税の減税財源になってしまっただけの話で、そういう役割を今のところ果たしていないということがあります。どういう方向があり得るのかということは、後ほど少し話したいと思います。

戻りまして、二番目のインピュテーションですが、この研究会では、今から五年ぐらい前でし

るか、インピュテーション方式をどうするかという議論をよくしてまいりました。今でももちろん証券業界の方々はインピュテーションを主張されていると思いますが、むしろそれは一つの筋論としてはずっと残る問題であります。ただ、八〇年代後半から少しインピュテーションに対する考え方が変わってきたのではないかと思います。

その一つは、インピュテーション方式と申ししましても、完全なインピュテーション方式をとっている国は少ないわけであります。インピュテーション方式といっても、方式そのものはいいけれども、法人税の控除を認めているかという、必ずしもそうではない。やはり税収上の配慮がどの国でも少し働いているということがあります。

もう一つは、当時なぜインピュテーションがあれだけ主張されたかと申しますと、大体ヨーロッパ

パでも法人税は五〇%ぐらいであつた。所得税率も六〇%という高さであつた。つまり当時は、法人税も所得税の税率も非常に高くて、その結果、インピュテーション方式でもとらない限り、株主の二重負担が非常に重かつたという認識だつたと思います。

ところが、八〇年代後半から、アメリカ、イギリスを初めヨーロッパ諸国が一斉に法人税率をほとんど一五%近く下げてきている。所得税率も、スウェーデンのように五〇%から二〇%まで一挙に三〇%も下げるところが出てきている。

そうなりますと、所得税率と法人税率を下げることによって、事実上二重課税の部分が実体的に小さくなってきたのです。そういう一種の現実的なアプローチが行われてきたのだらうと私は解釈しております。もちろん明示的にそういうことをしている国もあります。つまり今までインピュ

テーションをやっていたけれども、税務行政的に大変面倒くさい、法人税率も下げ、所得税率も下げたのだから、従来いわれているような非常に大きな二重課税部分が事実上調整されてしまった、したがって、インピュテーションから、むしろクラシカルなシステムに戻る、ということです。つまり法人税は法人税、所得税は所得税と、例えば北欧諸国などで、アメリカみたいなシステムに戻る国が出てきているということです。

確かに理屈の上では、インピュテーション方式という、法人税をまず乗せて所得税の税額を算出し、次に法人税分を控除するという仕組みは、完璧でありますけれども、もしそれが非常に部分的なインピュテーションが認められるのであれば、そのことと法人税、所得税の税率を下げていくという選択は同じようなものではないかと私は思っております。ですから、法人税率を下げる、ある

いは所得税率をさらに簡素化することが、実質的な意味での二重課税の調整という役割を果たし得ると考えております。

以上が法人税の改革を考える上での三つの見方と申しますか、ポイントと申しますか、一つは、産業政策の一環としての法人課税のウェイトを下げる、もう一つは、地方財政改革の一環として、地方の法人課税を下げる、三番目は、所得税率の引き下げをセットにして、実質的な二重課税の負担を小さくしていく。こういう観点から、所得税も含みますが、法人税の改革、とりわけ法人税の実効税率を引き下げていく方向をとることが、今後の法人税の議論で必要ではないかと思っております。

もちろんこのことはかなり気づかれていることでもありますし、それほど奇異な議論でもございません。しかし、なぜこういう議論がしにくいのか

かといえば、それが最後の問題である税収需要との兼ね合いの問題であります。

四、税収需要にどう対応するか

そこで最後に、税収需要にどう対応するかを少しお話ししてみたいと思います。所得税、法人税、消費税と三つに分けて考えてみたいと思います。

先ほど申しましたように、我々学者が特に忘れがちでありますけれども、税制の最も重要な基本的な機能は、政府の支出に見合った税収入を調達することにあります。もちろん、その数字が合っているかどうかわかりませんが、公債依存度五％程度の公債を発行することについては、むしろ必要になるのかもしれない。最も信用力の高い長期債券が必要だという発想はもちろんあるでしょ

うし、あるいは財政政策の弾力性という意味から
もそういう必要があるでしょう。もちろん5%で
いいかは大いに問題があるところでありまして、
理屈からいえば、いわゆる公債発行対象経費と通
常いわれております投資的経費プラス出資金など
は公債で賄ってもいいのではないかと思っております
ですから、とにかく抑えることが必要だといっ
ているわけではありません。しかし、今のように、
別に財政法の規定があるからというわけではあり
ません。赤字公債を出さざるを得ないという状況
は好ましいこととは思えません。赤字公債がどう
のこうのというのではなく、もともと政府が必要
としている支出を賄うに足る税収が上げられてい
ないところに基本的な問題があるということであ
ります。

そのためには、どうしても今の財政状況を見ま
しても、長期的に見ても、今後は私は減税超過型

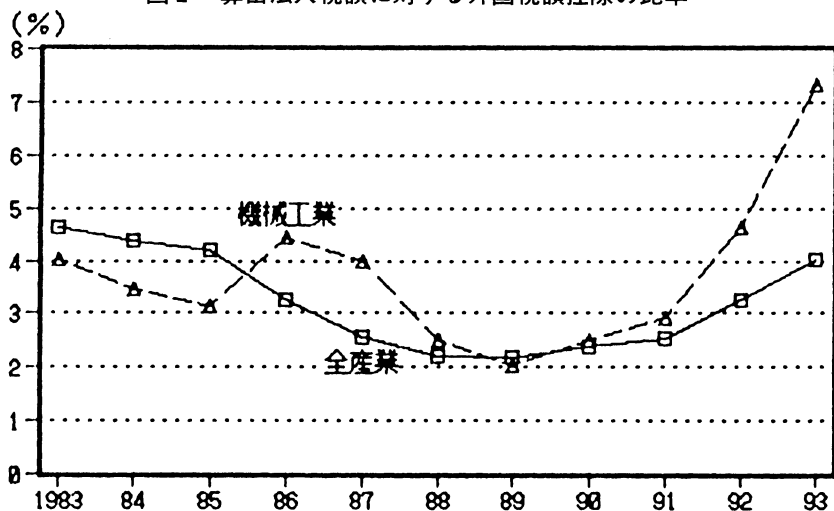
税制改革とか、減税先行型税制改革という発想は
無理なのではないかと思っております。もちろん
一つは、高齢化という問題がございますけれど
も、必ずしもそれだけではございません。先ほど
申しましたように、法人税が従来のようにはラス
トリゾットとなくなってきたということ
であります。

もちろん後で景気回復すれば、また法人税はふ
えてくるでしょうけれども、先ほどもちょっとご
紹介しましたように、海外移転が進みますと、外
国税額控除にどんどん食われてしましまして、同
じ法人税であっても、外国政府に払うのがふえて
くるということを考えていくべきだと思います。
アメリカ、イギリス、ドイツなどでは、既に法人
税の算出税額の二割、多いところでは二割五分程
度になっております。今日本は平均四%で、ここ
に来て少し上がりました。

図2を見ていただきたいと思います。全産業と機械工業だけとってごさいます。外税控除の比率が上がる一番大きな要因は、算出税額そのものがこの数年落ち込んできたことではありますが、しかし同時に、外税控除の絶対額もふえてきております。特にその中で、機械工業等の、製造業が最近外税控除の比率が非常に上がっておりまして、平均で約二倍以上になっています。逆に、金融証券関係は多くは減ってきております。

ですから、海外移転が進むにしたがって、外税控除という形で、今まで日本に九八%ぐらいの法人税を納めていたものが、将来九〇%になり、もっと国際化が進めば、今のイギリスやアメリカ並みに日本で八割ぐらいしか納めなくなることも考えられるわけです。ですから、長い目で見て、法人税は景気が回復したらまたもとに戻るだろうという形では、余り当てにできないと私は考えて

図2 算出法人税額に対する外国税額控除の比率



おります。そういうことがありますので、税収を今後どうやって確保していくかということがなければ、税制改革は進まないということでもあります。

そこで、順番に申し上げますと、まず一つは、所得税の減税をそろそろやる時期に來ているというのが私の率直な印象であります。ただ、もちろんその場合、所得税の減税をやめるというのは所得税全体としての減収をもたらすような税制改革はもう無理ではないか、あるいは積極的にやるべきだと思っております。もちろん、例えば給与所得者に対する減税はこれからもあり得るでしょう。しかし、その一方で、私が一番問題にしているのは利子と年金でありまして、一般にマル老と呼ばれております利子はやめるべきだと思いますし、年金の非常に高い控除もやめるべきだと考えております。

表3を見ていただきたいのですが、まず、公的年金は、現在支払額が恐らく三〇兆円ぐらいになっていると思います。九二年で二六兆円弱でございます。源泉徴収税額とありますが、その実効税率は〇・六％程度でございます。上の段の給与所得は、ケタが一ケタ違いますが、二四〇兆円ぐらいで、これは源泉だけの話ですけれども、実効税率が約六％。つまり現在年金は給与所得の一〇分の一程度の実効税率ということになります。

しかし、これから公的年金の支払い額は、二一世紀にかけまして急増いたします。恐らく一〇〇兆円を超えてくるオーダーになってまいります。そのときに、今のような〇・六％といった基本的に低い実効税率のままでは、余り税収増は期待できません。基本的に現在の制度は、通常の厚生年金をもらっている程度であれば、全部非課税になる仕組みになっているからです。

表3 源泉所得税の概要：給与、利子、年金(億円)

		1990	1991	1992
給与	支払総額	2,126,172	2,303,803	2,416,842
	源泉徴収税額	112,819	128,179	137,190
	実効税率	5.31	5.56	5.68
公的年金等	支払金額	241,297	235,519	256,627
	源泉徴収税額	1,609	1,448	1,525
	実効税率	0.67	0.61	0.59
利子所得	課税分支払金額	330,960	367,153	258,272
	源泉徴収税額	48,916	54,057	38,003
	実効税率	14.78	14.72	14.71
	非課税分支払金額計	410,994	450,948	369,902
	老人・財形	133,760	101,171	70,244
	その他	277,234	349,777	299,658
	割合	55.4	55.1	58.9
	老人等割合	18.0	12.4	11.2
	その他割合	37.4	42.8	47.7
	合計支払金額	741,953	818,102	628,174
	源泉徴収税額	48,916	54,057	38,003
	実効税率	6.59	6.61	6.05
	郵貯課税支払金額	56,455	33,596	23,893
	源泉徴収税額	8,468	5,039	3,584
	実効税率	15.00	15.00	15.00
	老人等郵貯非課税分	84,028	57,340	38,945
	支払金額割合	59.8	63.1	62.0
	合計支払金額	140,483	90,937	62,837
	源泉徴収税額	8,468	5,039	3,584
	実効税率	6.03	5.54	5.70

『国税庁統計年報書』

しかし、例としては大変申しわけないのですけれども、先日発表になりました長者番付に載っていた方の半分ぐらいは、恐らく年金受給者ではないかと思っています。年齢が出ておりませんのでわかりませんが、作家とかスポーツ選手ではなく、会社の役員なんかであれば、非常に若いオーナー社長を除きますと、かなりの方が年金受給者ではないかと思っています。そういう方も、何億円の所得を得ようと、例えば、年金であれば、自動的に一四〇万という最低の特別控除が受けられるのはおかしいし、六五歳を超えれば利子が非課税ですというのもおかしいのではないかとというのが私の率直な印象でございます。

利子所得のところを見ていただきますと、現在は源泉徴収制度ですので、法人が受け取る利子と個人が受け取る利子の区別ができません。できるのは多分郵貯だけだろうと思いますので、そこを

見ていただきたいと思いますが、利子率が大幅に下がってきておりますので、九二年度の場合には、郵貯の利子の支払額は課税分二兆四〇〇〇億円ぐらい、それに対して非課税分が約四兆円弱でございます。つまり郵貯の場合、個人預金でありますが、支払い利子の六割は非課税になっている。ほとんどマル老の非課税でございます。

ですから、これを年齢で輪切りにしてしまつて、非課税、課税というのは私はおかしいと思います。高齢者にも非常に豊かな人もいますし、本当に困っている人もいます。むしろ二〇〜三〇代のサラリーマンだって、二割取っていいというのではないと思うのです。サラリーマンだって、特に最近初任給が頭打ちになっていきますから、中にはなかなか大変だという人もあれば、大丈夫だという人もいるでしょうし、私は高齢者と現役のサラリーマンを年齢で輪切りにした税制をとるべきで

はないというのが基本的な考え方です。

これで見ていただきましたように、現在のレベルでも、公的年金に対する実効税率を給与所得並みとはいいませんが五％程度に上げれば、源泉徴収税額は今の一〇倍、一兆五〇〇〇億くらいは入ってくる。それから、利子のマル老なんかも全くやめてしまつて、そのかわりさっきいったように、課税最低限までいかない人はもちろん全部還付してもらつたという制度にしてしまえば、少なくとも高齢者の中でも支払う人は当然出てくるわけでありまして。今の利子の支払い額が個人分でのくらいになるでしょうか、法人分も一緒になっていきますので、我々にはわからないのですけれども、恐らく個人向けの利子の支払額だけで五〇〜六〇兆円ぐらいになるのかなと思います。もっと多いかもしれません。

そういうことを考えますと、そこに税負担を求

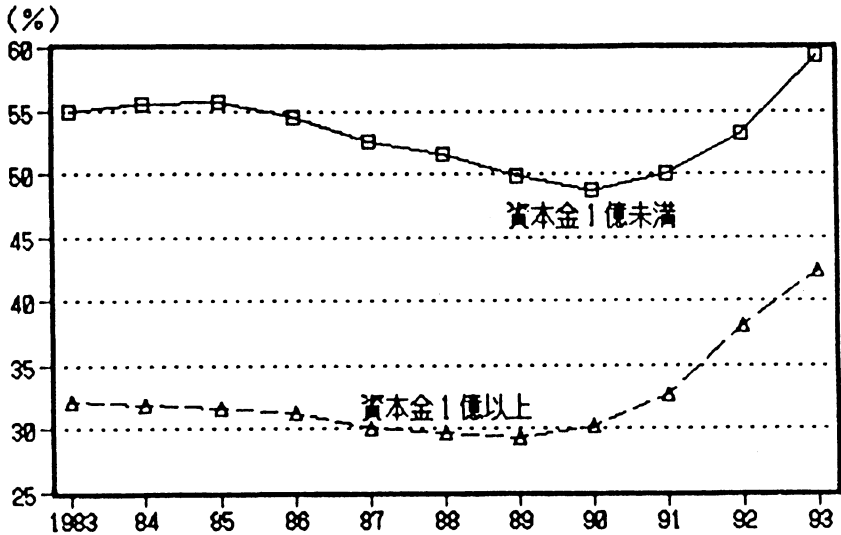
めるとというのが、私は所得税において税収上確保する一つの方法であると思います。所得税というのは、課税最低限がありまして、特に高齢者の場合には、老年者控除という五〇万円の控除がありますし、配偶者が七〇歳を超えますと、さらに控除がふえるということもありますので、人的控除の課税最低限自身はかなり高いものですから、普通の高齢者であれば、ほとんどの人は課税最低限以下になるでしょう。ですから、むしろまだ賃金所得が非常に多くあるとか、土地を売却したとか、ほかにたくさん所得のある人に求めていくことについては、公平という点からも、私は別に問題ないと思っています。

次は、法人税でございます。これは本来の考え方でいえば、いわゆる租税特別措置を整理して、税率を下げるというのが一般の議論であります。私もそうであると思います。しかし、いわゆる租

税特別措置そのものは、最近ではせいぜい三〇〇億円から四〇〇億円程度でございまして、しかも残ってきているのが、環境とか住宅といったものがふえてきておりまして、これはなかなか整理が難しくなってきたと思いますから、特別措置を整理して、その財源で税率を下げるという議論は、数字の上では余り大きな意味を持たないのではないかと気がいたします。

問題があるとすれば、赤字法人とか公益法人だと思っています。最近、一部公益法人対策も行われておりますけれども、やはり今の公益法人の収益事業と公益事業の非常にあいまいな区分のあり方とか、そういうことを考えますと、やはり公益法人についてももう少しきちんと課税上対処する必要があります（図3参照）、赤字であれば取らないというのは法人税の原則でございすけれども、とりわけ中小法人な

図3 企業規模別にみた赤字法人の割合



どでは、こういったことになっているのか、よくわからないケースがございまして、そういったところあえず税務行政上の問題として、赤字法人対策とか公益法人対策をきちんとすることによって、法人税の中で一つの税収を生み出していく努力もすべきだと思います。

特別措置ではございませんが、税法上認められている引当金なども、どう考えるかということ、意外と今は議論されておりませんけれども、そういう点も含めて、まず法人税の中で何らかの税収を確保しながら、法人税率を下げる努力が必要ではないかと思っております。

ただ、もちろんそれでは法人税を十分下げるだけの財源は到底出てこないということでもあると思いますので、やはりそのところは今後さらに消費課税、特に消費税の仕組みを透明にする、インボイスを導入したり、簡易課税制度の上限を

もっと下げるとか、そういうことをしながら、消費税の税率を上げられるという了承を得ながらやっていく、そういう戦略が必要だろうと思います。

所得税においては、主として利子・年金課税の税制のあり方を変える。法人税については、特別措置の整理、赤字法人対策や公益法人対策といった税務行政上の対策などを中心にやりながら、もう一つは、消費税の仕組みをより透明なものにしたがら、消費税率の引き上げを認めてもらう。そのことは当然日本の高齢化対策の大きな財源にもなると考えられているわけであります。そういう税收確保策を同時に考えないといけないわけであります。

それは流通税についても同じでありまして（表4参照）、有取税を下げるということはあるかもしれないけれども、しかし有取税の持っている

表4 総税収にしめる金融・資本取引流通税の割合

(%)

	88年度	91年度
日本	5.70	2.88
イタリア	3.43	3.51
フランス	2.55	2.58
イギリス	1.64	1.05
ドイツ	0.91	0.83
アメリカ	0.24	0.17
カナダ	0.00	0.00

OECD, REVENUE STATISTICS

今の税収上の地位は決して小さいものではない。

それにかわる何か合理的な税収調達手段がどういうものであるのか。もちろんそれが株式の譲渡益課税の問題であるのか、あるいはそうではなく、もっと別の税であるのか、そういうこともあわせて議論することが、実は税制改革を今後進めていく上で、ある意味では一番ポイントになるのだろうと私は考えております。

以上でございます。

小山理事長 これをもって本日の講演を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

(みやじま ひろし・東京大学教授)

本稿は、平成七年五月一九日に行われた講演会の記録で、文書は当研究所にある。